

地域区分	児童区分	施設区分	年齢区分	保育必要児童区分		給養改善等諸費 (区分1及び区分2)									
				保育短時間設定 基本分(注1)	保育短時間設定 基本分(注1)	保育短時間設定					保育短時間設定				
						(注1)	(a)	(b)	(c)	(注1)	(a)	(b)	(c)		
														(注1)	(a)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
20人	2歳	4歳以上児	126,670	(133,990)	99,400	(197,330)	+	1,240	(1,310)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	970	(1,640)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))		
			3歳児	133,990	(198,330)	107,330	(171,640)	+	1,910	(1,860)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,040	(1,590)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))	
		1、2歳児	138,320	(277,570)	171,640	(295,910)	+	1,860	(2,650)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,590	(2,380)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.1 (c)))		
			乳児	277,570		250,910		+	2,650		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	2,380		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))	
	3歳	4歳以上児	104,840	(112,760)	83,500	(91,430)	+	1,020	(1,090)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	810	(880)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
			3歳児	112,760	(177,070)	91,430	(155,740)	+	1,080	(1,650)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	880	(1,430)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))	
		1、2歳児	177,070	(256,340)	155,740	(235,010)	+	1,650	(2,440)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,430	(2,220)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
			乳児	256,340		235,010		+	2,440		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	2,220		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))	
	26人から 30人まで	2歳	4歳以上児	80,650	(98,770)	73,080	(81,000)	+	890	(950)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	710	(780)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))	
			3歳児	88,770	(163,090)	81,000	(145,310)	+	950	(1,510)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	780	(1,330)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))	
		1、2歳児	163,090	(242,360)	146,210	(224,530)	+	1,510	(2,300)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,330	(2,120)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
			乳児	242,360		224,530		+	2,300		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	2,120		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))	
31人から 35人まで	2歳	4歳以上児	80,320	(88,220)	65,080	(72,980)	+	780	(860)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.1 (c)))	630	(700)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 2.9 (c) (2.9 (c)))		
		3歳児	88,220	(152,530)	72,980	(137,290)	+	850	(1,400)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.0 (c)))	700	(1,250)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 2.9 (c) (3.0 (c)))		
	1、2歳児	152,530	(231,830)	137,290	(216,560)	+	1,400	(2,190)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,250	(2,040)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))			
		乳児	231,830		216,560		+	2,190		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	2,040		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
36人から 40人まで	2歳	4歳以上児	73,640	(81,560)	60,300	(68,230)	+	710	(780)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	580	(650)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 2.9 (c) (3.0 (c)))		
		3歳児	81,560	(146,870)	68,230	(132,540)	+	780	(1,330)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.0 (c)))	650	(1,200)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
	1、2歳児	146,870	(225,140)	132,540	(211,810)	+	1,330	(2,120)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.1 (c)))	1,200	(1,890)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))			
		乳児	225,140		211,810		+	2,120		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,890		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
41人から 45人まで	2歳	4歳以上児	75,810	(83,840)	64,080	(71,980)	+	730	(800)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	620	(690)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
		3歳児	83,840	(148,140)	71,980	(136,200)	+	800	(1,380)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.0 (c)))	690	(1,240)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
	1、2歳児	148,140	(227,410)	136,200	(215,960)	+	1,380	(2,150)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,240	(2,030)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))			
		乳児	227,410		215,960		+	2,150		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	2,030		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
46人から 50人まで	2歳	4歳以上児	69,360	(77,280)	58,690	(66,610)	+	670	(740)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	560	(630)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
		3歳児	77,280	(141,590)	66,610	(130,920)	+	740	(1,290)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.0 (c)))	630	(1,180)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
	1、2歳児	141,590	(220,860)	130,920	(210,190)	+	1,290	(2,060)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.1 (c)))	1,180	(1,980)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))			
		乳児	220,860		210,190		+	2,060		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,980		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
51人から 55人まで	2歳	4歳以上児	64,590	(72,510)	54,990	(62,920)	+	620	(690)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	520	(590)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
		3歳児	72,510	(136,820)	62,920	(127,130)	+	690	(1,240)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.0 (c)))	590	(1,150)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
	1、2歳児	136,820	(216,090)	127,130	(206,400)	+	1,240	(2,030)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.1 (c)))	1,150	(1,940)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))			
		乳児	216,090		206,400		+	2,030		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,940		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
56人から 60人まで	2歳	4歳以上児	60,780	(68,710)	51,910	(59,830)	+	580	(650)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	490	(560)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
		3歳児	68,710	(133,020)	59,830	(124,740)	+	650	(1,210)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.0 (c)))	560	(1,120)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
	1、2歳児	133,020	(212,390)	124,740	(203,410)	+	1,210	(2,000)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,120	(1,910)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))			
		乳児	212,390		203,410		+	2,000		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,910		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
61人から 70人まで	2歳	4歳以上児	54,760	(62,680)	47,140	(55,060)	+	520	(590)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	450	(520)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
		3歳児	62,680	(126,990)	55,060	(119,370)	+	590	(1,150)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.0 (c)))	520	(1,070)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
	1、2歳児	126,990	(206,260)	119,370	(198,640)	+	1,150	(1,940)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,070	(1,860)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))			
		乳児	206,260		198,640		+	1,940		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,860		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
71人から 80人まで	2歳	4歳以上児	50,280	(58,210)	43,620	(51,540)	+	480	(550)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.1 (c)))	410	(480)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
		3歳児	58,210	(122,520)	51,540	(115,550)	+	550	(1,100)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.0 (c)))	480	(1,030)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
	1、2歳児	122,520	(201,790)	115,550	(195,120)	+	1,100	(1,890)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,030	(1,820)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))			
		乳児	201,790		195,120		+	1,890		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,820		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
81人から 90人まで	2歳	4歳以上児	46,760	(54,680)	40,830	(48,750)	+	440	(510)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	380	(450)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
		3歳児	54,680	(118,990)	48,750	(113,060)	+	510	(1,070)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.0 (c)))	450	(1,010)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
	1、2歳児	118,990	(198,260)	113,060	(192,330)	+	1,070	(1,860)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,010	(1,800)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))			
		乳児	198,260		192,330		+	1,860		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.0 (c) (3.0 (c)))	1,800		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.0 (c) (3.0 (c)))		
91人から 100人まで	2歳	4歳以上児	40,420	(48,340)	35,070	(42,990)	+	380	(450)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.2 (c) (3.2 (c)))	330	(400)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.2 (c) (3.2 (c)))		
		3歳児	48,340	(112,650)	42,990	(107,300)	+	450	(1,000)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.2 (c) (3.1 (c)))	400	(950)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.2 (c) (3.1 (c)))		
	1、2歳児	112,650	(191,930)	107,300	(196,570)	+	1,000	(1,790)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	950	(1,740)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))			
		乳児	191,930		196,570		+	1,790		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,740		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))		
101人から 110人まで	2歳	4歳以上児	38,460	(46,380)	33,610	(41,530)	+	360	(430)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.2 (c) (3.2 (c)))	310	(380)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.2 (c) (3.2 (c)))		
		3歳児	46,380	(110,690)	41,530	(105,540)	+	430	(980)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.2 (c) (3.1 (c)))	380	(930)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.2 (c) (3.1 (c)))		
	1、2歳児	110,690	(189,960)	105,540	(185,110)	+	980	(1,770)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	930	(1,720)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))			
		乳児	189,960		185,110		+	1,770		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,720		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))		
111人から 120人まで	2歳	4歳以上児	36,820	(44,740)	32,350	(40,270)	+	340	(410)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.2 (c) (3.2 (c)))	300	(370)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.2 (c) (3.2 (c)))		
		3歳児	44,740	(109,050)	40,270	(104,580)	+	410	(970)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.2 (c) (3.1 (c)))	370	(920)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.2 (c) (3.1 (c)))		
	1、2歳児	109,050	(188,320)	104,580	(183,850)	+	970	(1,760)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	920	(1,710)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))			
		乳児	188,320		183,850		+	1,760		× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	1,710		× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))		
121人から 130人まで	2歳	4歳以上児	35,390	(43,310)	31,290	(39,210)	+	330	(400)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.2 (c) (3.2 (c)))	290	(360)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))		
		3歳児	43,310	(107,620)	39,210	(103,520)	+	400	(950)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.2 (c) (3.1 (c)))	360	(910)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))		
	1、2歳児	107,620	(186,890)	103,520	(182,790)	+	950	(1,740)	× (加算率 (a) - 加算率 (b) + 3.1 (c) (3.1 (c)))	910	(1,700)	× (加算率 (a) + 加算率 (b) - 3.1 (c) (3.1 (c)))			
		乳児	186,890	</											

地域 区分	学区区分	学年 区分	年齢区分	減価係数加算		賃料加算		チーム学習推進加算				副食費徴収 ※減価係 数加算後の賃料が 1万円未満の場合は 0円と計算	分団の協会	
				加算率		加算率		加算率（注2）						
				標準	都市部	標準	都市部	加算率（注2）						
								(a)	(b)	(c)				
(1)	(2)	(3)	(4)											
3/100 専城	20人	2歳	4歳以上児	+	8,900	9,800	+	a 専城	15,600	17,600	23,770×元配人数	230×（計算率（a）＋計算率（b）－3.1（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	8,700	9,700				
	21人 から 25人 まで	2歳	4歳以上児	+	7,500	7,800	+	c 専城	7,600	8,400	19,020×元配人数	180×（計算率（a）＋計算率（b）－3.0（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	8,800	7,500				
	26人 から 30人 まで	2歳	4歳以上児	+	6,200	6,800	+	a 専城	12,900	14,400	16,850×元配人数	150×（計算率（a）＋計算率（b）－3.2（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	7,000	7,900				
	31人 から 35人 まで	2歳	4歳以上児	+	6,200	5,900	+	c 専城	6,200	6,900	13,580×元配人数	130×（計算率（a）＋計算率（b）－3.2（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	5,500	6,200				
	36人 から 40人 まで	2歳	4歳以上児	+	5,400	6,000	+	a 専城	10,900	12,200	11,880×元配人数	110×（計算率（a）＋計算率（b）－3.3（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	6,000	6,300				
	41人 から 45人 まで	2歳	4歳以上児	+	4,800	5,300	+	c 専城	4,700	5,200	10,560×元配人数	100×（計算率（a）＋計算率（b）－3.2（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	4,400	4,900				
	46人 から 50人 まで	2歳	4歳以上児	+	4,800	5,400	+	a 専城	9,800	9,800	9,510×元配人数	90×（計算率（a）＋計算率（b）－3.2（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	4,800	5,400				
	51人 から 55人 まで	2歳	4歳以上児	+	4,500	4,900	+	c 専城	4,200	4,700	8,840×元配人数	80×（計算率（a）＋計算率（b）－3.3（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	3,800	4,200				
	56人 から 60人 まで	2歳	4歳以上児	+	4,100	4,500	+	a 専城	8,000	8,900	7,920×元配人数	70×（計算率（a）＋計算率（b）－3.4（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	4,000	4,400				
	61人 から 70人 まで	2歳	4歳以上児	+	3,500	3,900	+	c 専城	3,500	3,800	6,790×元配人数	60×（計算率（a）＋計算率（b）－3.4（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	3,100	3,400				
	71人 から 80人 まで	2歳	4歳以上児	+	4,000	4,400	+	a 専城	6,800	7,100	5,940×元配人数	50×（計算率（a）＋計算率（b）－3.6（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	3,500	3,900				
	81人 から 90人 まで	2歳	4歳以上児	+	3,500	3,900	+	c 専城	3,400	3,800	5,290×元配人数	50×（計算率（a）＋計算率（b）－3.2（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	3,000	3,400				
	91人 から 100人 まで	2歳	4歳以上児	+	3,200	3,600	+	a 専城	6,300	7,100	4,750×元配人数	40×（計算率（a）＋計算率（b）－3.6（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	3,500	3,900				
	101人 から 110人 まで	2歳	4歳以上児	+	3,500	3,800	+	c 専城	3,000	3,400	4,390×元配人数	40×（計算率（a）＋計算率（b）－3.3（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	2,700	2,900				
	111人 から 120人 まで	2歳	4歳以上児	+	3,200	3,600	+	a 専城	5,500	6,200	3,960×元配人数	30×（計算率（a）＋計算率（b）－4.0（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	3,000	3,400				
	121人 から 130人 まで	2歳	4歳以上児	+	2,900	3,200	+	c 専城	2,600	2,900	3,650×元配人数	30×（計算率（a）＋計算率（b）－3.7（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	2,400	2,600				
	131人 から 140人 まで	2歳	4歳以上児	+	3,200	3,600	+	a 専城	5,500	6,200	3,390×元配人数	30×（計算率（a）＋計算率（b）－3.4（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	3,000	3,400				
	141人 から 150人 まで	2歳	4歳以上児	+	3,000	3,300	+	c 専城	2,600	2,900	3,170×元配人数	30×（計算率（a）＋計算率（b）－3.2（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	2,400	2,600				
	151人 から 160人 まで	2歳	4歳以上児	+	2,800	3,100	+	a 専城	5,400	6,000	2,970×元配人数	20×（計算率（a）＋計算率（b）－4.5（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	2,600	2,900				
	161人 から 170人 まで	2歳	4歳以上児	+	3,000	3,300	+	c 専城	2,300	2,500	2,790×元配人数	20×（計算率（a）＋計算率（b）－4.2（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					d 専城	2,000	2,300				
	171人 以上	2歳	4歳以上児	+	2,800	3,100	+	a 専城	5,400	6,000	2,640×元配人数	20×（計算率（a）＋計算率（b）－4.0（c））×元配人数	+	4,900
			3歳児					b 専城	2,900	3,300				
				</										

地域 区分	走賞区分	出走 区分	年齢区分	施設長を配置していない場合				二重日に閉所する場合				定員を恒内に超過する 場合
				処遇改善等加算（区分1及び区分2）			月に1日土曜日を閉 所する場合	月に2日土曜日を閉 所する場合	月に3日以上土曜日を 閉所する場合	全ての土曜日を閉所 する場合		
				加算率（注2）								
				(a)	(b)	(c)						
①	②	③	④								⑤	
3/100 電城	20人	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	25.830	+	250 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.2 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 1/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 4/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 5/100	(⑥-⑩ (略を略く。)) ×別に定める調整率	
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									20.660
	21人 から 25人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	7.220	+	1/0 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.2 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 1/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 4/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 5/100		
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									4.760
	26人 から 30人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	2.910	+	120 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.3 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 1/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 4/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 5/100		
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									1.480
	41人 から 45人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	0.330	+	100 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.2 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 1/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 4/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 5/100		
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									8.390
	56人 から 60人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	8.610	+	80 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.3 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 1/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 4/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 5/100		
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									7.380
	71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	6.450	+	60 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.3 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 1/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 4/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 5/100		
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									5.740
	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	5.160	+	50 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.2 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 2/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 5/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 6/100		
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									4.680
	101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	4.300	+	40 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.3 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 2/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 5/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 6/100		
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									3.970
	121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	3.690	+	30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 2/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 5/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 6/100		
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									3.440
	141人 から 150人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	3.270	+	30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.3 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 2/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 5/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 6/100		
		3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児									3.330
	161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	2.870	+	20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.1 (c))	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 2/100	⑥-⑦+⑩+⑩+ ⑩+⑩ × 3/100	⑤+⑦+⑩-⑩- ⑩+⑩ × 5/100	⑥-⑦+⑩-⑩+ ⑩+⑩ × 6/100		
3号		4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児										

加算部分 2

主任保育士専任加算	㉑	基本額 (269,290 + 2,690 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 4.9 (c))) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (区分1 及び区分2)	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	㉒	A (52,030 + 520 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.5 (c))) ÷ 各月初日の利用子ども数	基本額 処遇改善等加算 (区分1 及び区分2)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B (34,660 + 340 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 9.7 (c))) ÷ 各月初日の利用子ども数	基本額 処遇改善等加算 (区分1 及び区分2)	
事務職員雇上費加算	㉓	基本額 (48,100 + 480 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 9.2 (c))) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算 (区分1 及び区分2)	※各月初日の利用子どもの単価に加算
処遇改善等加算 (区分3)	㉔	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算 (区分3) ー① 49,020 × 人数A ・処遇改善等加算 (区分3) ー② 6,130 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 人数A及び人数Bについては、別に定める。
冷暖房費加算	㉕	1 級 地 1,950	4 級 地 1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地～4級地：寒冷地手当法別表に規定する1級地～4級地に該当する地域 激寒緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当法別表に規定する4級地に 該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に 掲げる地域以外の地域 その他地域：1級地～4級地及び激寒緩和地域以外の地域
		2 級 地 1,740	激 寒 緩 和 地 域 1,020	
		3 級 地 1,710	そ の 他 地 域 120	
除雪費加算	㉖	6,510		※3月初日の利用子どもの単価に加算
路灰除去費加算	㉗	164,780 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
高齢者等活躍促進加算	㉘	400時間以上 800時間未満 476,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上1200時間未満 793,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
		1200時間以上 1,111,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
施設機能強化推進費加算	㉙	160,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉚	要件Ⅰ・Ⅱを満たす場合 40,380 ÷ 3月初日の利用子ども数		※1 3月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 要件Ⅰ～Ⅲについては、別に定める。
		要件Ⅰ～Ⅲを満たす場合 317,130 ÷ 3月初日の利用子ども数		
栄養管理加算	㉛	A (79,950 + 790 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.4 (c))) ÷ 各月初日の利用子ども数	基本額 処遇改善等加算 (区分1 及び区分2)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設
		B (50,000 + 500 × (加算率 (a) + 加算率 (b))) ÷ 各月初日の利用子ども数	基本額 処遇改善等加算 (区分1 及び区分2)	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数		
第三者評価受審加算	㉜	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注 1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

(注 2) 処遇改善等加算 (区分1 及び区分2) の加算率において、(a) は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経歴年数の区分に応じた割合、(b) は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経歴年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件 (令和7年こども家庭庁告示第4号) 附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、(c) は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

施設型給付費の積算について

小倉北ふれあい保育所 夜間部（定員：45名）

チーム保育 推進人数	処遇改善Ⅱ 人数A	処遇改善Ⅱ 人数B	処遇改善Ⅲ 算定対象人数
0	3	2	17

区分		基本単価	加算分	加算率	単価	対象児童数	金額
保育標準時間	4歳以上児	69,300	670	19	82,030	12	984,360
	3歳児	77,220	740	19	91,280	8	730,240
	1, 2歳児	141,270	1,290	19	165,780	18	2,984,040
	乳児	220,530	2,080	19	260,050	0	0
保育短時間	4歳以上児	58,640	560	19	69,280	0	0
	3歳児	66,560	630	19	78,530	0	0
	1, 2歳児	130,610	1,190	19	153,220	0	0
	乳児	209,870	1,980	19	247,490	0	0
処遇改善Ⅱ	2号・3号	159,320	0	19	4,190	38	159,220
処遇改善Ⅲ	4歳以上児	4,930	0	19	4,930	12	59,160
	3歳児	4,930	0	19	4,930	8	39,440
	1, 2歳児	4,930	0	19	4,930	18	88,740
	乳児	4,930	0	19	4,930	0	0
3歳児配置改善加算		7,920	70	19	9,250	8	74,000
4歳以上児配置改善加算		3,170	30	19	3,740	12	44,880
主任保育士専任加算		269,260	2,690	19	8,430	38	320,340
事務職員雇上費加算		48,100	480	19	1,500	38	57,000
夜間保育加算	2号	16,790	90	19	18,500	20	370,000
	3号	14,960	90	19	16,670	18	300,060
副食費徴収免除加算		4,800	0	19	4,800	8	38,400
冷暖房費加算		120	0	19	120	38	4,560
栄養管理加算		50,000	500	19	1,560	38	59,280

施設型給付費（月額）	6,313,720
------------	-----------

＊本数値は、今回の公募にあたり保育所の定員や令和7年4月の入所児童数（別紙【資料19】参照）及び令和6年度公定価格表をもとに試算したものです。

施設型給付費の積算（試算）にあたっては、上記加算以外で該当するものがあれば、各事業者の実態に合わせて積算を行ってください。

施設型給付費の積算について

小倉北ふれあい保育所 乳児部（定員：30名）

チーム保育 推進人数	処遇改善Ⅱ 人数A	処遇改善Ⅱ 人数B	処遇改善Ⅲ 算定対象人数
0	3	2	16

区分		基本単価	加算分	加算率	単価	対象児童数	金額
保育標準時間	4歳以上児	90,800	880	19	107,520	0	0
	3歳児	98,720	950	19	116,770	0	0
	1, 2歳児	162,770	1,510	19	191,460	15	2,871,900
	乳児	242,030	2,300	19	285,730	8	2,285,840
保育短時間	4歳以上児	73,020	710	19	86,510	0	0
	3歳児	80,940	780	19	95,760	0	0
	1, 2歳児	144,990	1,330	19	170,260	6	1,021,560
	乳児	224,250	2,120	19	264,530	0	0
処遇改善Ⅱ	2号・3号	159,320	0	19	5,490	29	159,210
処遇改善Ⅲ	4歳以上児	6,080	0	19	6,080	0	0
	3歳児	6,080	0	19	6,080	0	0
	1, 2歳児	6,080	0	19	6,080	21	127,680
	乳児	6,080	0	19	6,080	8	48,640
主任保育士専任加算		269,260	2,690	19	11,040	29	320,160
事務職員雇上費加算		48,100	480	19	1,970	29	57,130
副食費徴収免除加算		4,800	0	19	4,800	0	0
冷暖房費加算		120	0	19	120	29	3,480
栄養管理加算		50,000	500	19	2,050	29	59,450

施設型給付費（月額）	6,955,050
------------	-----------

* 本数値は、今回の公募にあたり保育所の定員や令和7年4月の入所児童数（別紙【資料19】参照）及び施設型給付費の積算（試算）にあたっては、上記加算以外で該当するものがあれば、各事業者の実態

民間保育所運営補助金交付基準表

項目		基準額	対象経費	備 考
I 施 設 管 理 費	1 建物維持 管理費	1 施設 185,000円（年額） ※火災保険料にかかる 経費を含む。	○事務費支出 業務委託費 手数料 通信運搬費 損害保険料 雑費	第1四半期 第3四半期 第4四半期 （第4四半期申請時 領収書添付）
	2 損害賠償 責任保険 掛 金	損害保険に加入する経費の一部又は全部を補助 1 施設当たり掛金 保険会社の保険掛金表による 填補限度額 対人賠償 1名 5億円 1事故 5億円 対物賠償 1事故 5億円		こども施設企画課
	3 園舎修繕費	年度当初の定員 × 1,000円（年額） ※保育所型認定こども園に移行した保育所に おいては1号認定の定員数を除く。	○事務費支出 修繕費	第1～第4四半期
	4 独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センターの 共済制度に加入する経費（設置者負担分） を補助 一 般 115円（年額） 要保護 55円（年額） ※当該年度加入児童分を一括補助 ※保育所型認定こども園に移行した保育所に おいては1号認定の児童数を除く。	○事務費支出 雑費	第4四半期
	5 光熱水費	＜本造＞年度当初の定員 × 2,500円（年額） ＜鉄筋＞ 同 上 × 3,600円（年額） ※保育所型認定こども園に移行した保育所に おいては1号認定の定員数を除く。	○事務費支出 水道光熱費	第1～第4四半期
	6 保育研修 大会資料代	正規職員1人当たり 300円（年額）	○事務費支出 消耗品費	保連事務局 第3四半期

項目		基準額	対象経費	備 考
II 入 所 者 処 遇 費	1 一般生活費	ア 園長活動費 年度当初の定員 × 600円 イ 施設長等職員研修費 同 上 × 800円 ウ 消耗品費等 同 上 × 600円 エ 保育材料費 同 上 × 2,000円 オ 食育推進費 同 上 × 2,200円 カ 園外交通費 同 上 × 200円 (いずれも年額) ※保育所型認定こども園に移行した保育所において は1号認定の定員数を除く。	○事務費支出 旅費交通費 消耗品費 器具什器費 研修費 雑費 ○事業費支出 給食費 保育材料費 雑費	第1～第4四半期
	2 副食材料費	各月初日入所の3歳以上児童数 × 600円(月額) ※補助額については実態に応じて見直す場合がある。 ※保育所型認定こども園に移行した保育所において は1号認定の児童数を除く。	○事業費支出 給食費	第1～第4四半期
	3 保育備品費	1 施設 年限度額 50,000円	○事務費支出 消耗品費 器具什器費 ○事業費支出 保育材料費 ○固定資産 取得支出 器具及び備品 取得支出	保連事務局 第4四半期 申請時見積書添付 報告時領収書添付
	4 0歳児 オムツ 借上料	各月初日入所の0歳児数 × 2,500円(月額) (1歳移行児を含む) ※保育所型認定こども園に移行した 保育所は補助対象外とする。	○事業費支出 雑費	第1～第4四半期 報告時領収書添付
	5 給食支援事業	これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の 実施のほか、保護者の経済的負担の軽減を図るた め、給食の材料費高騰に伴う費用の一部を補助す る。 ※外部委託、外部搬入による給食提供費用を含 む。 (1) 令和6年10月初日時点の利用児童数 × 1,100円(月額) (主食及び副食を提供) (2) 令和6年10月初日時点の利用児童数 × 650円(月額) (副食のみを提供)	○事業費支出 給食費	第4四半期

項目		基準額	対象経費	備 考
Ⅲ 職 員 処 遇 費	1 年休等代替 職 員 費	職員（施設長を除く）の年休研修等代替職員費として 1 補助対象日数 正規職員（年度当初月初日、事務職員除く） 研修等 1人当たり11日（プール方式） （内、保育士に限り3日園内研修含む） 臨時職員（年度当初月初日現在配置基準内臨時保育士） 研 修 1人当たり6日 （内、3日園内研修含む） 2 賃 金 日 額 保育士 11,220円 調理員等 9,980円 ※保育所型認定こども園に移行した 保育所は補助対象外とする。	○人件費支出 非常勤職員給与	第1～第4四半期
	2 給与改善費	ア 管理職手当 本俸 × 0.02 ※月額5,958円を限度とする。 イ 職務手当（調理員等の給与改善費） 月 額 1,000円 ウ 給与是正費 職員（施設用を除く）の給与が国公基準 による額（人件費）を上回る施設について 1 国家公務員給与水準維持のため 2 年度当初月初日在籍児童数を基礎として 算出した額（人件費）及び配置職員を基準 とする。 ※事前協議を要する。	○人件費支出 職員諸手当 ○人件費支出 職員諸手当 ○人件費支出 職員俸給 職員諸手当 法定福利費 退職共済掛金	第1～第4四半期
	3 夜間保育 奨 励 費	夜間保育実施施設の保育士等確保のため、 人件費の一部を補助。 施設長を除く 保育士・調理員1人当たり月額 5,000円	○人件費支出 職員諸手当	第1～第4四半期
	4 事務職員 雇 用 費	※1施設1人につき 年限度額 900,000円	○人件費支出 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 法定福利費	第1～第4四半期

項目		基準額	対象経費	備 考
III 職 員 処 遇 費	5 (1) 休憩パート 保育士一時金	国の基準による雇用者(定員 91人以上) ※保育所型認定こども園に移行した保育所において は1号認定の定員数を除く。 (年額) 1,450円 × 6H × 25日 × 4.60月 ※支給基準日 6月1日、12月1日の在籍者で 市の定める基準による。	○人件費支出 非常勤職員給与	別表期末勤勉手当 算出内訳表 第1 四半期 第3 四半期
	5 (2) 非常勤調理員 一時金	国の基準による雇用者(定員 151人以上) ※保育所型認定こども園に移行した保育所において は1号認定の定員数を除く。 (年額) 8,740円 × 25日 × 4.60月 ※支給基準日 6月1日、12月1日の在籍者で 市の定める基準による。	○人件費支出 非常勤職員給与	別表期末勤勉手当 算出内訳表 第1 四半期 第3 四半期
	6 独立行政法人 福祉医療機構 共済掛金補助	社会福祉施設職員等退職手当共済制度の施設 経営者負担金の一部を補助 (年額) 年度当初の共済掛金単価 × 加入正規職員数(4月1日現在) × 1/2	○人件費支出 退職共済掛金	第1 四半期 (添付書類) 振込金領収書(写) 掛金納付対象職員名簿(写)
	7 被服購入費	施設職員の夏 又は 冬の保育士衣の購入につき 正規職員1人当たり 2,550円 (年額)	○事務費支出 福利厚生費	保連事務局 第3 四半期
	8 職員研修旅費 (県外)	1 施設 56,000円 (年額) ※施設長を除く職員を対象	○事務費支出 旅費交通費	第1 四半期
	9 若年層保育士 に対する処遇 改善	保育人材の安定的な確保等を図るため、民間保育 所等が経験年数3年未満の若年層保育士に対し、 就職時準備金や処遇改善手当を給付した場合の費用 を補助する。 (1) 就職時準備金(新卒) 50千円/人(一時金) (2) 処遇改善手当(経験年数1～2年目) 5千円/人・月 (1) 就職時準備金(新卒) 保育士資格を取得し、3月に養成校卒業後、同年4月1 日から10月1日までの間に保育所に就職した新卒保育 士を対象とする。但し、通信教育課程で保育士資格 を取得した者は、保育士証を受領して3か月以内に就 職した場合、補助の対象とする。 (2) 処遇改善手当(経験年数1～2年目) 国の処遇改善等加算における経験年数1～2年目の保 育士を対象に支給する。 (1)(2)の対象者は、常勤保育士に限る。	○人件費支出 職員俸給 職員諸手当 法定福利費 ※(1)は含まず	第1～第4 四半期

別 表

補助単価 (交通費)	公共交通機関利用	日額	上限900円	
	交通用具利用	日額	450円	
		月額 (上限)	片道5km未満	2,000円
			片道5km以上 10km未満	4,200円
			片道10km以上 15km未満	7,100円
			片道15km以上	10,000円

※ただし、法人が支払う交通費（通勤手当）が上表の補助単価に満たない場合は
その額を補助額とする。

【参考資料】

指定管理に係る経費について

保 育 所 名	小倉北ふれあい保育所（乳児部・夜間部）
民間保育所運営補助金 相当額（上限額）	8, 0 1 0 千円
光 熱 水 費 等	6, 3 9 5 千円
修 繕 費	4 4 5 千円
合 計	1 4, 8 5 0 千円

※光熱水費は実費分の概算払いとなります。

※光熱水費は過去4年間の平均実績支払額から算出しています。

※運営に係る費用（施設型給付費）は、国が定める公定価格、入所児童数等に基づき、上記指定管理料とは別に毎月支払います。

※特別保育事業実施に係る費用については、本市が定める補助基準をもとに、受入児童数に応じて実績払をします。

令和6年度 電気使用量・光熱水費の実績

1 電気使用量

(単位 kWh)

小倉北ふれあい保育所 (乳児部・夜間部)
117,964

2 光熱水費

(単位 千円)

小倉北ふれあい保育所 (乳児部・夜間部)
6,615

令和 7 年 2 月
子ども家庭局こども施設企画課

特別保育事業補助金交付基準表

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
1 障害児保育 事業 費	障害児保育に従事する職員の職務を補助させるための補助職員費として 1 特別児童扶養手当受給児童 1 名に 保育士 1 名 月額 211,150円 ただし、中度または軽度の特別児童扶養 手当受給児童が、同一学齢に 2 名いる場 合は、保育士 1 名(月額211,150円)と、5 時間パート保育士 1 名(月額123,600円) 2 障害児 2 名に保育士 1 名 月額 211,150円 または、5 時間パート保育士 2 名 月額 123,600円 (1 名につき) 3 障害児 1 名に 5 時間パート保育士 1 名 月額 123,600円 4 障害児の延長保育 (1) 障害児 1 名及び 2 名に対し 3 時間パート保育士 1 名 1,450円×3時間×出勤日数 (2) 障害児 3 名及び 4 名に対し 3 時間パート保育士 2 名 1,450円×3時間×出勤日数×2名 (3) 障害児 5 名及び 6 名に対し 3 時間のパート保育士 3 名 1,450円×3時間×出勤日数×3名 4 障害児の一時保育 (1) 障害児 1 名に対し日々雇用保育士 1 名 11,220円×出勤日数	・人件費支出 職員俸給 非常勤職員給与	第 1 ～ 第 4 四半期

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
2 延 長 保 育 事 業 費	1 補助金の算出は、以下のとおりとする。 (1) 短時間認定児受入時間帯（8時間）を超える延長保育 ア 1時間延長 開所時間内で、各保育所が設定した短時間認定児の保育時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下、「平均対象児童数」という。）が1人以上いる保育所については次の年額を補助する。 【基準額】20,200円 （短時間認定児童数1人あたり年額） イ 2時間延長 開所時間内で、各保育所が設定した短時間認定児の保育時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均児童数が1人以上いる保育所については次の年額を補助する。 【基準額】40,400円 （短時間認定児童数1人あたり年額） ウ 3時間延長 開所時間内で、各保育所が設定した短時間認定児の保育時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内平均対象児童数が1人以上いる保育所については次の年額を補助する。 【基準額】60,600円 （短時間認定児童数1人あたり年額）	・人件費支出 職員俸給 非常勤職員給与 ・事業費支出 給食費 保育材料費 水道光熱費	第4四半期

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
	(2)標準時間認定児受入時間帯（１１時間）を超える延長保育 １１時間開所の前後に延長保育事業を実施する保育所は、延長保育を実施する経費として、事業開始月（開始月が４月の場合は、４月または５月の何れかによる）の各週の最多利用日を実施週数で平均し、小数点以下第１位を四捨五入した数を「平均実利用児童数」とし補助する。なお、祝日等により開所日が週４日以内の週がある場合、当該週を除いて算定しても差し支えないものとする。 ただし、平均実利用児童数が年度途中において変動し、その状態が３ヶ月以上継続している場合は、人数別の適用区分を変更することができる。 なお、実利用児童は、１１時間開所の前後の時間において、 ア １時間延長は、３０分を超える時間まで イ ２時間延長は、１時間３０分を超える時間まで ウ ４時間延長は、３時間３０分を超える時間まで エ ６時間延長は、５時間３０分を超える時間まで の延長保育を利用した児童をいう。		第１～第４ 四半期

項 目	基 準 額		対 象 経 費		備 考	
2 延 長 保 育 事 業 費	① 平均実利用児童数3人以上の場合の1か所当たりの年額上限				第1～第4 四半期	
	1日当たりの 平均実利用児童数	1か所当たり年額（円）				
		1時間延長	2時間延長	4時間延長		6時間延長
	3人～5人	315,000	851,000	1,942,000		2,205,000
	6人～9人	1,272,000	1,704,000	3,885,000		4,410,000
	10人～19人	1,493,000	2,255,000	4,725,000		5,670,000
	20人以上	1,760,000	2,761,000	5,673,000		6,704,000
	② ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中となる場合の月額上限					
	1日当たりの 平均実利用児童数	1か所当たり月額（円）				
		1時間延長	2時間延長	4時間延長	6時間延長	
	3人～5人	26,250	70,980	161,910	183,750	
	6人～9人	106,000	142,070	323,820	367,500	
	10人～19人	124,430	187,950	393,750	472,500	
	20人以上	146,670	230,080	472,750	558,670	
	③ 事業開始月における平均実利用児童数が1人又は2人の場合、次の年額を上限とし補助する。 1か所当たり 300,000円					
	2 AB階層の世帯に属する対象児童にあつては、1人につき以下の金額を補助する。 1時間延長 2,500円 2時間延長 6,000円 4時間延長 12,000円 6時間延長 15,000円 ※保育所型認定こども園に移行した保育所は補助対象外とする。					

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考																
3 一 時 保 育 事 業 費	一時保育事業を実施する保育所には、次により算定された額を補助する。	・ 人件費支出 職員俸給 非常勤職員給与 ・ 事業費支出 給食費 保育材料費 水道光熱費	第 1 ～ 第 4 四 半 期																
	1 利用時間に応じ適用される下表の単価に、延べ利用児童を乗じて得た額																		
	<table><tr><th colspan="2">1 日 の 利 用 時 間</th></tr><tr><th>4時間以内</th><th>4時間を超える</th></tr><tr><td>900円</td><td>1,800円</td></tr></table>			1 日 の 利 用 時 間		4時間以内	4時間を超える	900円	1,800円										
	1 日 の 利 用 時 間																		
	4時間以内			4時間を超える															
	900円			1,800円															
	2 下表に定める「生活保護法による被保護世帯、その他生活が特に困窮している世帯及び、非常災害等の罹災及び避難等により、その他、市長が特に必要と認める世帯」の区分の利用料により利用した児童につき、同表に定める「一般」の区分の利用料との差額																		
	<table><tr><th colspan="2">対象児童の登録する 年度初日 (4月1日)に属する区分</th><th rowspan="2">利用料 (日額)</th></tr><tr><th>世 帯 区 分</th><th>年齢区分</th></tr><tr><td rowspan="2">一 般</td><td>3 歳 未 満 児</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>3 歳 以 上 児</td><td>1,500 円</td></tr><tr><td colspan="2">① 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 ② その他生活が特に困窮している世帯</td><td>500 円</td></tr><tr><td colspan="2">③ 非常災害等の罹災及び避難等により、その他、市長が特に必要と認める世帯</td><td>0 円</td></tr></table>			対象児童の登録する 年度初日 (4月1日)に属する区分		利用料 (日額)	世 帯 区 分	年齢区分	一 般	3 歳 未 満 児	2,000 円	3 歳 以 上 児	1,500 円	① 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 ② その他生活が特に困窮している世帯		500 円	③ 非常災害等の罹災及び避難等により、その他、市長が特に必要と認める世帯		0 円
	対象児童の登録する 年度初日 (4月1日)に属する区分			利用料 (日額)															
	世 帯 区 分				年齢区分														
一 般	3 歳 未 満 児	2,000 円																	
	3 歳 以 上 児	1,500 円																	
① 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 ② その他生活が特に困窮している世帯		500 円																	
③ 非常災害等の罹災及び避難等により、その他、市長が特に必要と認める世帯		0 円																	
ただし、1か所当たり5,400,000円を限度とする。																			
※保育所型認定こども園に移行した保育所は補助対象外とする。																			

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
4 保 育 士 加 配 事 業 費	「北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に基づく基準（5:1）により配置される保育士の数と、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（6:1）に基づいて配置される保育士の数に相違が生じる月に、次により算定された額を補助する。 保育士 月 額 211,150円 ※ただし、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算が対象となる月においては、対応する配置基準を算定に用いる。 ※令和6年4月1日から適用する。 ※保育所型認定こども園に移行した保育所は補助対象外とする。	・人件費支出 職員俸給 非常勤職員給与	第1～第4 四半期
5 調 理 員 加 配 事 業 費	食物アレルギー児対応のための調理に従事する職員の職務を補助させるための補助職員費として <補助対象> （1） 定員40人以下の保育所 食物アレルギーを有する児童が3人以上入所していること （2） 定員41人以上90人以下の保育所 食物アレルギーを有する児童が5人以上入所していること （3） 定員91人以上150人以下の保育所 食物アレルギーを有する児童が7人以上入所していること （4） 定員151人以上の保育所 食物アレルギーを有する児童が9人以上入所していること 4時間パート調理員 1人 1,340円×4時間×出勤日数 別表に定める交通費	・人件費支出 非常勤職員給与	第1～第4 四半期

項 目	基 準 額	対 象 経 費	備 考
6 地 域 活 動 事 業 費	特別保育事業の推進及び地域の需要に応じた幅広い活動を推進するための事業補助費として 1 特別保育推進事業 障害児保育 対象児童入所月 4人 1施設 年限度額 500,000円 2 特別保育科目設定実施事業 (指定保育所のみ) 1施設 年限度額 150,000円	・人件費支出 非常勤職員給与 ・事業費支出 業務委託費、手数料 損害保険料 旅費交通費 消耗品費 器具什器費 修繕費 通信運搬費 印刷製本費 雑費 ・事業費支出 給食費 保健衛生費 保育材料費 水道光熱費 器具什器費 雑費	第4四半期

別 表

補助単価 (交通費)	公共交通機関利用	日額	上限900円	
	交通用具利用	日額	450円	
		月額 (上限)	片道5km未満	2,000円
			片道5km以上 10km未満	4,200円
			片道10km以上 15km未満	7,100円
			片道15km以上	10,000円

※ ただし、法人が支払う交通費（通勤手当）が上表の補助単価に満たない場合はその額を補助額とする。

北九州市児童福祉施設等第三者評価事業（保育所関係）概要

社会福祉法では、事業者は自ら提供するサービスの評価を行い、良質で適切なサービスの提供に努めること、また、サービスを利用しようとする者に対して、適切、円滑に利用できるような情報の提供に努めることとされている。

北九州市は、これらの事業者の自主的な活動を支援するため、「評価を受審」ではなく「事業に参加」といった理念をもとに、第三者による保育サービスの質の評価を行う「第三者評価事業」を実施している。

1 第三者評価事業の目的

- (1) 個々の事業者が評価を通じて事業運営における具体的な問題点を把握し、保育サービスの質の向上を図る。
- (2) 利用者が保育サービスの内容を十分に把握できるようにする。

2 評価対象施設等

- (1) 対象施設 北九州市内の認可保育所・認定こども園及び地域型保育事業所
 *認可外保育施設については、同様の基準で評価を希望する場合には評価の対象とする。
- (2) 募集方法 評価を希望する事業者を「公募」
- (3) 募集数 年間15～20施設程度
- (4) 経 費（事業者負担） 無料

3 第三者評価実施機関 ⇒ 北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会

- (1) 委員構成
 保育に関する専門知識や実務経験を有する委員で構成（2024年度は12名）
- (2) 役割
 - ① 評価基準の策定や第三者評価事業の仕組みなどの調査審議
 - ② 評価基準に基づく施設の実地調査及びその評価
- (3) 組織
 - ① 実地調査部会：施設の実地調査を行う。（16名）
 ※「実地調査部会」には実地調査のみを行う「専門委員」を別途任命（11名）
 - ② 評価決定部会：実地調査結果に基づいて当委員会としての評価を決定する（4名）

4 評価基準

- (1) 国の基準をベースに北九州市独自の基準「北九州市児童福祉施設等評価基準（保育所編）」及び「北九州市児童福祉施設等評価基準（地域型保育事業所編）」を作成。毎年度改正。
- (2) 評価対象
 - ① 子どもの発達援助
 - ② 子育て支援
 - ③ 地域の住民や関係 機関等の連携
 - ④ 運営管理

5 評価方法

(1) 自己評価

実地調査の2ヶ月前に参加事業者が評価基準に沿って自己評価を実施

(2) 事前提出書類

実地調査の1ヶ月前に自己評価結果等の市長が指定する書類を参加事業者より提出

(3) 保護者アンケート

実地調査の2ヶ月前に施設利用者の意識を把握するために実施

(4) 実地調査

(1)～(3)の内容をもとに実地調査部会の委員が評価対象施設の実地調査を実施

(5) 評価決定

実地調査結果の報告に基づき、評価決定部会が評価を決定

6 評価結果

(1) 第三者評価結果票

事業者の取り組み状況を文書により簡潔に記した「総合評価」及び「評価対象ごと(4分類)の評価結果」を記載

(2) 第三者評価 評価項目別結果票

評価項目(保育所37項目・地域型保育事業所36項目)毎に細部にわたって評価した結果を記載

7 評価結果の公表等

(1) 公表内容

①第三者評価結果票 ②事業者からのコメント ③保育所の概況

(2) 公表場所 区役所保健福祉課及び子ども家庭局ホームページ

(3) 公表期間 評価実施日から5年目に該当する年度の末日まで

*公表期間を延長する場合がある

8 再評価(3年次評価)

(1) 対象施設 保育サービスの改善等の取り組みについて再評価を希望する参加事業者

(2) 実施時期 評価実施日から3年目に該当する年度

(3) 実施方法 改善を証明する書類等に基づき「評価決定部会」において審査結果公表

(4) 結果公表 既に公表中の第三者評価結果票に追加

9 事業実施状況

平成13年度 北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会設置

平成14年度 評価の仕組みや基準を検討・試行事業として3施設実施

平成15年度 本格事業開始 通常評価実施15施設

平成16年度 通常評価実施20施設

平成17年度 通常評価実施20施設

平成18年度 通常評価実施15施設・再評価実施10施設

平成19年度 通常評価実施17施設・再評価実施12施設

平成20年度 通常評価実施15施設・再評価実施12施設

平成21年度 通常評価実施12施設・再評価実施 7施設

平成22年度	通常評価実施10施設・再評価実施10施設
平成23年度	通常評価実施13施設・再評価実施 9施設
平成24年度	通常評価実施 5施設・再評価実施 6施設
平成25年度	通常評価実施 6施設・再評価実施 9施設
平成26年度	通常評価実施 2施設・再評価実施 7施設
平成27年度	通常評価実施 6施設・再評価実施 6施設
平成28年度	通常評価実施 6施設・再評価実施 7施設
平成29年度	通常評価実施(保育所6・小規模保育所 2 施設)・再評価実施3施設
平成30年度	通常評価実施(保育所3・地域型5施設)・再評価実施7施設
2019年度	通常評価実施(保育所3・地域型2施設)・再評価実施13施設
令和2年度	通常評価実施(保育所1+地域型保育1)・再評価実施2
令和3年度	通常評価実施(保育所3)・再評価実施(保育所3+地域型2施設)
令和4年度	通常評価実施(保育所2+認可園2施設+地域型6施設)・再評価実施2施設
令和5年度	通常評価実施(保育所2+認可園1施設+地域型2施設)・再評価実施3施設
令和6年度	通常評価実施(保育所2+地域型3施設)・再評価実施2施設